

流れ	申し込み事業所	研修機関
<p><b>申し込み</b></p> <p>◇受講申込書(様式1)を①か②に送信 ①FAX 026(243)8820 ②Email als.naganoken@gmail.com (上記書類をpdfファイルにして添付)</p>	<p>受講申込書(様式1)をFAXまたはメール添付でご提出。「利用者の状態」は、該当する項すべてに☑を入れる。</p> <p>受講者宛に「受講決定通知書」が届いたら「受講者」「利用者」「指導看護師」欄の記載内容を元に指導看護師と「実地研修指導承諾書」(様式5)を交わす。</p>	<p>受講申込書の受け取りの確認</p> <p>「受講決定通知書」とテキストの郵送。(「受講申込書」原本は、基本研修当日にいただきます。)</p>
<p><b>受講決定通知</b></p> <p>◇「受講決定通知書」とテキストが郵送で届きます。受講料20,000円とテキスト代2,000円をお振込みください。</p>	<p>受講料を振り込む ◇<b>受講決定後にキャンセルした場合、キャンセル料5,000円をご負担いただきます。</b></p>	<p>事前学習用のYouTubeを受講者宛にメール送信</p>
<p><b>受講の準備</b></p> <p>◇実地研修に向けて書類など準備開始。 ◇損害保険は事業所が加入している保険でも可。ただし実地研修に効力が及ぶか要確認。 ◇事前学習(YouTube視聴)</p>	<p>実地研修の準備(様式2) ◇実地研修用の「損害賠償保険」に加入 ◇個別のケアのマニュアル作成 ◇利用者及びご家族の同意書(様式3) ◇主治医に指導看護師への指示書(様式4)を依頼 ◇現場演習・実地研修の評価表の作成(様式7) ◇日程調整</p>	<p>基本研修用の「損害賠償保険」は加入済みですが、実地研修(当該研修)段階では、対応した損害賠償保険に加入していません。</p>
<p><b>基本研修 9H</b> (講義・演習) <b>筆記試験</b> 90点未満→再試験</p> <p>基本研修免除の受講生は、修了証明書を当協会に提出</p>	<p>基本研修の受講(講義・演習) ◇研修テキスト(詳細は当協会へ) ◇筆記用具(鉛筆・消しゴム等)</p>	<p>基本研修の実施(講義・演習) ◇「基本研修修了証明書」を発行し、合格者に渡します。</p>
<p><b>実地研修の開始</b></p> <p>◇右記①-③書類提出後、実地研修費3000円をお振込み下さい。 ◇医師の指示書に基づいて開始して下さい。</p>	<p>現場演習・実地研修の実施 ①様式2 準備チェック表 ②様式3 利用者同意書 ③様式4 医師指示書 ④様式7 現場演習・実地研修評価表 ⑤様式8 実地研修記録用紙 ⑥様式9 ヒヤリハット・アクシデント報告書</p>	<p>◇他の研修機関で基本研修を受講された方は、「基本研修修了証明書」の確認を致します。(受講申し込み時に様式1と一緒にFAXで送信されたもので確認いたします。) ◇⑥様式9は、特に報告事項がなければ載きません。</p>
<p><b>現場演習・実地研修</b></p> <p>◇指導看護師が評価。(様式7・8) ◇ヒヤリハット報告書(様式9)は必要に応じて受講生もしくは指導看護師が記入してください ◇修了後、整備した様式7~8(9)を登録研修機関(ALS協会)に提出して下さい。</p>	<p>現場演習・実地研修開始前に①~③、終了後④~⑥を研修機関である日本ALS協会長野県支部へ提出。(⑥は報告がある場合) <b>医師・指導看護師等に対して</b> 事前にご相談の上、実地研修修了報告書類受理後、「指示書料」「指導委託費」をお支払い下さい。(研修生一人毎に発生) <b>長野県障害福祉課に対して</b> ◇「認定特定行為業務従業者認定証」の交付申請を行って下さい。 ◇認定証取得後、「認定特定行為従事者」の登録・追加手続きを行って下さい。 ◇指定登録を受けていない新規事業所は、「登録特定行為事業者」としての登録申請を行ってください。</p>	<p>研修修了証明証を発行し、各事業所へ送付します。</p>
<p><b>認定証交付申請</b></p> <p>◇「研修修了証」を当協会が発行します。 ◇長野県へ「認定証」交付申請。</p>		
<p><b>長野県から認定証交付</b></p> <p>・事業所に届きます。</p>		
<p><b>喀痰吸引等の実施</b></p> <p>・事業者は長野県へ登録特定行為事業所として登録。 ・受講生は長野県へ認定特定行為従業者の登録</p>	<p>喀痰吸引等の実施にあたっては ◇医師の実施の指示書 ◇ご本人・家族の実施の同意書 ◇日々の喀痰吸引等の実施記録 ◇定期的に医師へ実施状況の報告 ◇ヒヤリハット・アクシデント報告と対策 ◇安全委員会の設置 ◇訪問看護等の医療機関との連携等などの整備が義務付けられます。</p>	
<p><b>喀痰吸引等の開始</b></p>		